

人を大切にするためのきまり

校長 林 久徳

5月は憲法月間です。学校では毎年5月の朝会では、憲法の話、きまりの大切さ、きまりというと少し窮屈に思うけれど、生きているのは自分だけじゃない、きまりがあるから自分も友達も多くの人が幸せになれるのだという話をしています。もうご存知の方も多いかもしれません、平成28年4月に多くの人が幸せになるためのきまりが新たに施行されました。それは、「障害者差別解消法（しょうがいしやさべつかいしょうほう）」です。京都市では、次のように呼びかけています。

『障害者差別解消法は、障害のある人が障害のない人と同様にサービスの提供などを受けることができるよう、行政や民間事業者が、障害を理由に「不当な差別的扱い」をしないこと、そして、「社会的障壁（しゃかいてきしうへき）」（バリア）を取り除くために「合理的配慮（ごうりてきはいりょ）」を行うことを定めています。障害のある人が受けける様々な制限は、その人の障害だけが原因ではなく、社会の側にバリアがあるからです。私たち一人一人は、それぞれの立場から、どのように行動すればよいでしょうか。障害のある人もない人も、すべての人が違いを認め合い、つながりを持ち、支え合うまちづくりを進めていきましょう。』

この中で多くの人が幸せになれるキーワードとして、「合理的配慮」という言葉が使われています。「合理的配慮」とは、個々の場面で障害のある人から何らかの意思表明があった場合に、「社会的障壁」（バリア）を取り除くために必要となる配慮です。状況に合わせて、過度の負担にならない範囲で行います。合理的配慮は個別的な対応です。同じような配慮を多くの方が必要とされる場合は、個々の配慮を的確に行うための「環境の整備」（あらかじめ環境を整えておくこと）も大切です、と述べられています。ある人にとっては全く気にならず、困ることもないことが、ある人にとってはとても不自由なこともあります。そのことに気づける人と気づかない人、気づいて手を差し伸べられる人と見て見ぬふりをする人。今の世の中は残念ながら様々です。きまりがあるから大切にする。きまりがあるから守る。これはとても大切なことです。でも、それだけではなく、人と人とのつながりから、自分の心、自分の判断でみんなが幸せになれる道を選べるようになりたいものです。ぜひ、日々の生活の中で、私たちにできる合理的配慮に気づき、身近なところから実践していきましょう。



2名の転入がありました。

熊本からの転入です。地震の影響で、京都に来られました。1年生 中村 花音（なかむらかのん）さんと、4年生 中村 崇真（なかむらしゅうま）さんです。静原小学校は、19名から21名になりました。

太鼓練習

学年が一つ上になり、1年生に親切に太鼓の打ち方を教える姿がよく見られます。



交通安全教室

1年生から3年生の子どもたちが、下鴨署の警察官の方や京都バスの運転手さんにお世話になり、交通ルールの学習、バスの乗り方の練習、正しい道の歩き方やわたり方などを教えていただきました。実際にいつも集団登校で歩いている道を歩いて確かめました。バスで登下校する児童もあり、いつも乗っている京都バスに乗り、乗車中の注意や降車の時の注意など運転手さんに教えていただきました。遠足など校外活動で学習を生かすことができます。道を歩いたり、渡ったり、バスに乗ったりすることで、子どもたちは安全に気を付けて行動することを再認識することができました。ご協力いただいた皆様、ありがとうございました。



体験型キャリア教育

地域の方にお世話になり、農業体験が今年もスタートしています。ただ体験活動をさせていただくのではなく、自分たちで、目的意識を持ち、計画し、一定の結果を求めて主体的に取り組みます。しかし、機械の力を借りることや、たねいもの植え方につきましては、地域の方々にお世話になっています。



教えていただこうとか、力を借りようという計画のもと進んでいきます。田んぼ用の土地をまずは、自分たちで耕してみることやジャガイモをただ植えるのではなく主体的な学習となるように児童がしっかりと計画を立て、活動を進めていき、記録をとり、自分の知りたいことや自分のできるようになりたいことにつなげていきます。その中で、地域の方々のお世話になっていきます。たくさんのご協力を毎年いただいている